

各 位

一般社団法人日本STO協会

**【周知】日本 STO 協会の会員と偽って投資を誘引する
詐欺と思われる事案について**

昨今、SNS、メールや電話で本協会の会員であり健全な会社であると偽った上で、NFT 等への投資を勧誘する事案が発生しています。

本協会の正会員は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者及び登録金融機関であり、国内の暗号資産交換業者に口座を開設させたいうえで、特定のところに送金させるような取引は行いませんので、このような勧誘を受けた方は、くれぐれもご注意ください。よう、よろしくお願いいたします。

(具体的事案)

- ・ 電話やメールで、投資勧誘話を切り出す。
- ・ 日本 STO 協会の会員であり、健全な会社であることをアピール。その際に、本協会の HP の一部を画像化し、メール等で送付する。
- ・ 特定の暗号資産交換業者（日本の業者）に口座を開設し、特定の会社へ送金して欲しい旨要請される。その際、当該口座は、こちらで管理するといわれる。
- ・ 当該取引は、NFT（絵画、世界的な絵など）と偽る。

御高承のとおり、本協会は、セキュリティトークン（電子記録移転権利等に限る）の健全な発展及び投資家保護に資する目的で設立された認定金融商品取引業協会です。会員のうち、本協会の自主規制規則に基づき、ST の取引を行えるのは、正会員の

みであり、正会員各社は、冒頭で記載いたしましたとおり、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者及び登録金融機関であります。

本協会の会員については、こちらをご確認ください。

<https://jstoa.or.jp/member/member-list/index?type=1>

本協会は、NFT の取引等には全く関与しておらず、NFT の自主規制団体でもございません。

本協会の会員を名乗る者からの勧誘が行われた際は、本協会の会員であるかを上記サイト等でご確認の上、さらに、会員個社の HP 等で実在性や取引内容に関し、詳細にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

また、本協会所管の S T と N F T では、仕組みや規制の内容が異なります。十分な知識を習得した上で、見知らぬ第三者に送金などせず、ご自分の責任で当該業者の実在性等をご確認の上、注文を発注するようにしてください。

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本 STO 協会 自主規制企画・業務部

TEL : 03-6272-8327